

令和 5 年度森林植物園紅葉のライトアップ照明設置・保守ほか業務 特記仕様書

1. 業務内容

- (1) 本業務は、森林植物園内において、紅葉シーズンに夜間開園し、紅葉樹を中心に樹木や造作物等に照明を施すことにより、紅葉ほか樹木の美しさを一層引き出し、当園独自の魅力を発信・普及することを目的とする。
- (2) 本業務は、指定したエリア（別紙 1）において、企画提案書の照明計画に基づき、照明資器材の配線設置及び安全施設を設置するものである。さらに、企画提案書には、当園所有投光器の常設化（あじさい坂）及び既設投光器の LED 化（メタセコイア並木常設一部）とともに付帯する電気工事を含むものとする（床のコログシ配線（モールド）処理含む）。また、貸与資器材については、事前に動作確認を行い企画提案書に反映すること。
- (3) 選定委員の助言があった場合、また当園からの指示があった場合、それらを反映した照明計画とすること。
- (4) ライトアップ区域の北エリア終点となる多目的広場に上がる階段沿いのメタセコイアの高木群及びあじさい坂下のケヤキやイチョウの高木、南エリア終点のドウダンツツジの群植に関しては、効果的なライトアップを行うこと。
- (5) 写真撮影（SNS 等フォトスポット）を意識したデザイン・照明計画とし、昼間とは異なる植物の魅力発信につながるものとする。モミジ等の樹木を美しくみせる照明及び足元を照らす安全確保の照明、各会場設置のライトアップ案内板の設置・照明を行うこと。
- (6) 紅葉の美しさのほか、樹木のしなやかな枝ぶりや巨木の力強さを再認識するような視線誘導を光の演出により行う。カラー照明の演出を行う際は、場所・方法等が趣旨に合うよう配慮すること。
- (7) 写真撮影を意識した照明計画のうちフォトスポットコーナーを動線上の人だまりに設置すること（メタセコイア並木、展示館前広場等）。
- (8) 照明を固定するための支柱やアングルを設置することは可能とするが、昼間の見栄えに配慮し存在感の小さいものにすること。
- (9) 既設電源ボックスの位置（別紙）を確認し、必要に応じて、仮設施設の設置を検討すること。
- (10) 事前に工程表提出のほか仮設電源計画書を作成し、植物園の了承を得た後に設営に入ること。
- (11) ライトアップ期間の点灯時間は、以下の通りタイマー設定制御を行うこと。
土日祝日 午後 4 時 30 分から午後 8 時まで（午後 7 時 30 分閉園）
- (12) 照明器具・支柱・ケーブル等の資機材は、ライトアップ時間帯だけでなく昼間の利

利用者からの見栄えも考慮した設置方法を選択すること。

- (13) 動線上設営のケーブル類によるつまずきや、資機材の落下・転倒・飛散、漏電・感電等の危険がないよう安全対策を行うこと。強風時や降雨・湛水時の対応には特に注意すること。また、週1回の定期点検を必須とするほか、強風や大雨などの荒天直後には必ず点検を行うこと。また、当園より発生事由の発信があった場合は当日又は翌日に必ず行うこと。
- (14) 定期点検（週1回）の際は、紅葉の状態（色づき加減や葉のボリューム等）を見ながら、照明対象を変更するほか、角度や高さ等の微調整を行うこと。
- (15) 照明の設置時には、照明（照射範囲）が利用者の視界に入らないよう設置位置や角度に十分留意すること。また、利用者の視線の位置について、幼児～高身長の者まで想定して照明を設置すること。
- (16) 当園が指定する仕様のほか、より効果的又は効率的な照明方法や資機材がある場合は、提案することを可とする。その際は、見積明細表の備考欄等に提案であることが分かるよう記載すること。
- (17) 成果物として、①工程表及び施工図（照明の位置と種別、配線の位置と種別、電源の位置が分かるもの）、②数量表（エリアごとに使用した資機材名とその型番、数量）、③各現場写真（エリアごとの昼間及び夜間照明時の設置状況）を提出すること。なお、企画提案にあたり新規購入の照明機器等は業務完了後当園帰属とする。
- (18) 設置・撤去等全ての作業は丁寧に行い、展示樹木等の損傷や折損など、万一被害が生じた場合は、速やかに当園職員に報告し、その後の処理については指示に従うこと。また、当該案件に限らず、その他作業瑕疵については原状復旧を行うこと。
- (19) 業務の実施にあたり、当園職員から別途指示があった場合は、それに従うこと。
- (20) 定期点検報告書は必ず週1回提出すること（任意様式）。また、当園職員の指示した事項及び当園職員と協議した内容については、随時記録することとし、当園職員から請求があったときは提出すること。

2. 業務期間

- (1) 契約締結日から令和5年12月11日（月）までとし、同日までに成果物を提出すること。
 - ・ 設置完了：1次 令和5年10月16日（月） 試験点灯・調整
2次 令和5年10月23日（月） 試験点灯・調整
最終 令和5年10月30日（月） 最終確認・微調整
 - ・ ライトアップ期間：令和5年11月3日（金・祝）から12月3日（日）
※11月3日（金・祝）は午後4時頃からオープニングコンサートを開催する為、その音響及び照明設備設置を含む。
 - ・ 撤収開始：令和5年12月4日（月）

・撤収完了：令和5年12月11日（月） 成果物提出

3. 留意事項

- （1）作業中は、来園者の動線確保並びに危険のないように安全確認の上、充分留意すること。また、必要に応じてコーンやバー、ロープ等を用いて作業区域を明示し、来園者に対して立入禁止（封鎖）等表示をすること。
- （2）来園者の安全確保のため、必要に応じて交通誘導員を配置すること。
- （3）第三者に危害を加えた場合は、管理事務所又は当園職員に速やかに報告し、請負人の責任において、処理すること。また、翌日までに事故報告書を作成提出すること。
- （4）作業の実施は、平日・土日祝とも午前8時45分～午後5時までとする。当園への入場は原則午前8時30分以降とし、午後5時15分までに完全に退場すること。なお、早朝又は夜間作業を希望する場合は契約期間中に限り正門等門扉鍵及び園内通行証を貸与する。但し、資器材搬入・回収に係る車両の園内通行は平日に限る（原則開園～午前10時及び午後4時30分以降）。夜間の照明の試験点灯や調整等の為の作業及び荒天時の対応等はこの限りではない。また、11月3日（金・祝）～12月3日（日）は、平日は午後5時まで、土日祝日は午後7時30分まで作業可能とするが、いずれも各閉門時間（平日午後5時30分、土日祝日午後8時）の15分前までには完全に退場すること。
- （5）始・終業時には管理事務所に立寄り作業開始・終了の旨を伝え、必要に応じて車両通行証等貸与受付を行うこと。
- （6）作業車両等の園内通行は資機材搬入・回収等の最小限とし、通行許可証の掲示及び常時ハザードランプを点灯の上、当園指定の経路を最徐行（8km/h以下）かつ来園者の通行を最優先し、指定場所に駐車すること。駐車中は必ずコーン等で明示すること。
- （7）請負人は、事前（現地作業着手日まで）に、工程表及び仮設電気工事設計図（照明の位置と種別、主要配線の位置と種別、電源の位置が分かるもの）、設置資機材別数量表を提出すること。また、契約終了日までに、成果物として照明等資機材設置状況記録（写真等データの他、1. 業務内容（17）の一式）を提出すること。
- （8）前項の提出書類や作業に係る注意事項等は、神戸市土木請負工事必携（令和4年4月改訂版（神戸市ホームページより参照））を参考にすること。
- （9）天候の急変のおそれのあるときは、適切な養生を行い、当園職員に報告すること。
- （10）園内火気厳禁および禁煙を遵守すること（早朝夜間不問）。
- （11）その他疑義が生じた場合は、その都度、当園職員と協議の上、解決するものとする。